

外国 PEPs の説明・確認書

お客様 各位

犯罪による収益の移転防止に関する法律では、お客様およびそのご親族が次の外国PEPs（*）に該当する場合は、法4条2項に基づく資産・収入の確認を含めた厳格な取引時確認が義務づけられております。

下記の説明内容をよくお読みいただき、該当しないことをご確認ください。

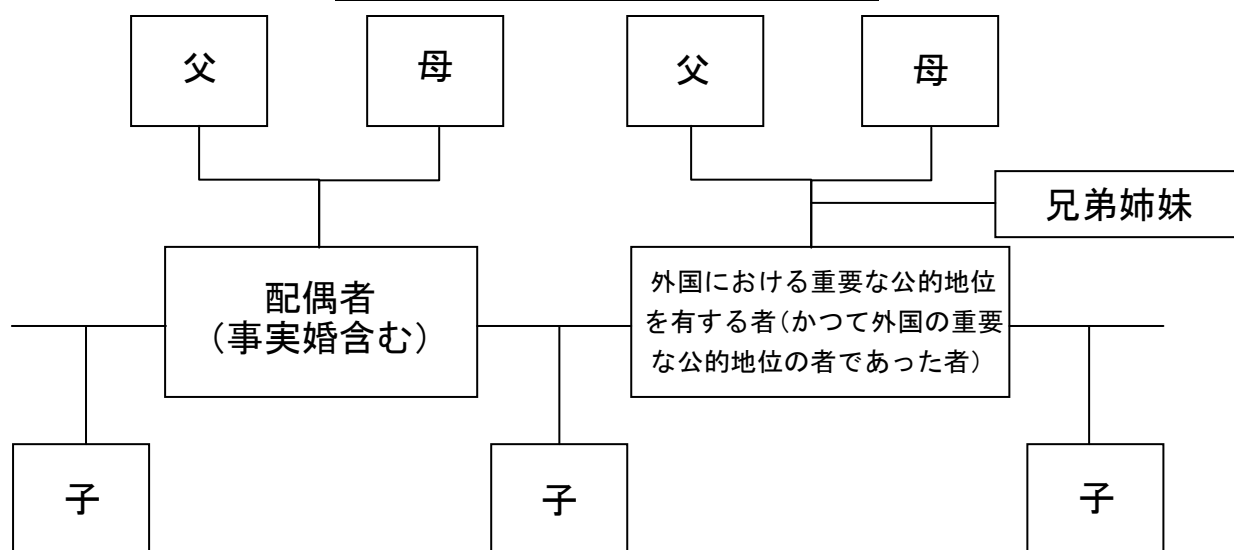
本商品は WEB 完結型商品のため、該当される場合はご利用いただけません。

お手数ですが営業店窓口にてご相談ください。

（*）PEPs=Politically Exposed Persons の略です。

- 次の「外国PEPs（外国における重要な公的地位を有する者）」に該当する方
または過去にこれらの者であった方
 - わが国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
 - わが国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - わが国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - わが国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - わが国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
 - 中央銀行の役員
 - 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
- 上記 1 に掲げる者の親族（配偶者（事実婚も含みます、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母および子）（次の図をご覧ください。）
- お客様が法人である場合は、上記 1・2 に掲げる者がその事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある実質的支配者が上記の 1・2 に該当する場合

外国 PEPs に該当する親族の範囲



* 外国の重要な公的地位を有する者の祖父母や孫は外国 PEPs に該当しません。

* 外国の重要な公的地位を有する者の配偶者が日本人の場合もあるので、日本人も外国 PEPs に該当し得ます。